

2月22日 申58号

「平成31年3月ダイヤ改正等について」【基本】 団体交渉を行う！～その4～

4. 提案された区所別行路数及び乗務キロを、安全で適正に運用していくために必要な要員を確保すること。

【会社回答】

業務に必要な要員は確保していく考えである。

☆主な議論経過☆

【組合】職場の要員について、どのように確保していくのか明らかにすること。

【会社】各区所において標準数を算出し業務に必要な要員は引き続き確保し、しっかり体制を構築していく。

確認!

5. 仕事と育児・介護を両立できる環境と体制を整えること。

【会社回答】

男女とも育児・介護をしながら働き続ける事が出来る環境づくりを進めていく考えである。

☆主な議論経過☆

【組合】会社回答のベースは、東地申24号の交渉経過（乗務員勤務制度と賃金制度改正についての団体交渉）を前提とすること。

【会社】その通りである。

【組合】育児・介護勤務者Aは時短行路と短時間行路を選択できるようにすること。育児・介護勤務者Aの選択が競合した場合には、本人の希望しない養育休・年休を取得させないこと。

【会社】育児・介護勤務者Aの短時間行路の選択については、家族の協力を求めているが、乗務出来ない場合は時短予備や変形などを活用して働ける勤務を指定する。

【組合】育児・介護勤務者Bの深夜業免除の乗務員で日勤行路が競合した場合は、予備勤務を指定すること。

【会社】育児・介護勤務者Bについても同様である。

【組合】短時間行路の設定時間は、育児介護行路取得者が使いやすい時間帯に設定すること。

【会社】ダイヤ改正後の状況を把握していく。

【組合】制度を利用しない社員が短時間行路を乗務する場合、労働時間を7時間10分とするメリットを明らかにすること。

【会社】乗務員の労働時間である7時間10分という決めがある。

確認事項!

・乗務員勤務制度の見直しについて、職場では相当注目している。今後の運用については、東地申24号交渉の確認事項に沿って取り扱うこと!

6. 埼京線3編成の留置箇所が池袋運輸区構内から板橋駅電留線に変更されることから、車両不具合への対応方法を明確にすること。また、平成30年12月に東京総合車両センター池袋派出所が廃止となったが、車両品質・輸送品質を低下させない体制を構築すること。

【会社回答】

板橋電留線での車両不具合時の対応は、基本的に川越車両センターが対応することとなるが、緊急時等においては、対応可能な派出検査等で対応する。また、派出検査の体制については、引き続き安全・安定輸送の確保を前提とした体制を確保していく。

☆主な議論経過☆

【組合】埼京線3編成を板橋電留線に留置する理由を明らかにすること。

【会社】山手線の品川駅電留線廃止に伴い、池袋運輸区構内に山手線の車両を留置するためである。

【組合】板橋電留線で車両不具合が発生した場合の具体的な対応方法を明らかにすること。

【会社】不具合の対応は、川越車両センターが基本となる。緊急時には、赤羽派出を主として近隣派出が対応する。重篤な事態が発生した場合は、東京総合車両センター本所が対応することになる。

【組合】板橋電留線に、修理する備品等があるのか明らかにすること。

【会社】板橋電留線には、配備していない。現地へ備品を持ち込み対応することとなる。

確認事項!

・車両品質や輸送品質を低下させないこと!
・ダイヤ改正後は、検証していくこと!

～その5につづく～